

(別紙)

中野区保育の質ガイドライン主な変更点

改訂後	現行
<p>目次</p> <p>1 中野区の保育</p> <p>(7) 安全管理 (保育環境の安全確保)</p> <p>ア 事故防止</p> <p>イ S I D S (乳幼児突然死症候群) の予防</p> <p><u>ウ 誤嚥・窒息の事故予防</u></p> <p>エ プール・水遊びの事故予防</p> <p><u>オ 食物アレルギーの事故防止</u></p> <p>カ 園外保育時の事故防止</p> <p>キ 災害への備え</p> <p>ク 防犯対策</p> <p><u>5 保育実践例</u></p> <p>全項目、「子どもたちの姿」と「保育者等の姿勢」を記載。</p> <p>P 5</p> <p>1 中野区の保育</p> <p>(1) 子どもの権利</p> <p>(略) 子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、この子どもの権利を守る責任があります。<u>中野区は、子どもの権利を保障し子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年4月に「中野区子どもの権利に関する条例」を施行しました。</u></p> <p>P 6</p> <p>(2) 養護と教育を一体的に展開する</p> <p>【子どもたちの姿】</p> <p>子どもが安心して周りの環境に興味・関心を高め、自信をもって活動している。</p> <p><u>【保育者等の姿勢】</u></p> <p>子どもの<u>生命の保持及び情緒の安定をはかり、自信をもって活動ができるように援助して</u>いきます。</p>	<p>目次</p> <p>1 中野区の保育</p> <p>(7) 安全管理 (保育環境の安全確保)</p> <p>ア 事故防止</p> <p>イ S I D S (乳幼児突然死症候群) の予防</p> <p>ウ 園外保育時の事故防止</p> <p>エ プール・水遊びの事故予防</p> <p>オ 災害への備え</p> <p>カ 防犯対策</p> <p>全項目、「子どもたちの姿」のみ記載。</p> <p>P 4</p> <p>1 中野区の保育</p> <p>(1) 子どもの権利</p> <p>(略) 子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、この子どもの権利を守る責任があります。</p> <p>P 5</p> <p>(2) 養護と教育を一体的に展開する</p> <p>【子どもたちの姿】</p> <p>子どもの<u>情緒の安定が図られた中で、</u>周りの環境に興味・関心を高め、自信をもって活動している。</p> <p><u>・養護と教育を一体的に展開します。</u></p> <p><u>・子どもが安心し、自信をもって活動ができるように援助して</u>いきます。</p>

P 7

【養護と教育を一体的に展開する・チェックリスト】
□ 子ども一人ひとりの発達をよく見ながら適切な援助をし、自分で取り組んだ達成感や満足感を感じられるよう関わっている。

P 1 0

④ 個別計画

(略) 子どもの状況や遊びの展開に応じて環境を適宜変えていく等、主体的な学びにつながる教育・保育が柔軟に行われることが求められます。

P 1 3

ア 各視点・領域における保育のねらいと内容

(略) それを各指導計画により具体的に示し、保育実践につなげていくことが重要です。その保育実践が「主体的・対話的で深い学び」となるように保育していきます。保育所保育指針において保育実践の教育の側面としては（以下、略）

P 1 9

ウ 小学校教育との接続

(略) 就学前教育・保育施設の保育者（保育士・幼稚園教諭・保育教諭）と小学校の教員等が参加する（以下、略）

(略) 円滑な接続を目指しています。加えて、文部科学省が策定した幼児教育スタートプランに伴い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」を手掛かりに、多様性に配慮したうえで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、全ての幼児に学びや生活の基盤を育む『幼保小の架け橋プログラム』の開発・実施をします。この時期に求められる教育の内容等を改めて可視化し、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて連携・協働し、地域や施設の創意工夫を生かした取り組みを広めていきます。

P 2 2

【子どもの食育・チェックリスト】

P 6

【養護と教育を一体的に展開する・チェックリスト】
□ 子どもがどこまでできるのか一人ひとりの発達をよく見て、少しずつ段階を踏んで可能な限り自分で体験をできるように関わっている。

P 1 0

④ 個別計画

(略) 子どもの状況や遊びの展開に応じて環境を適宜変えていく等、保育者の教育・保育が柔軟に行われることが求められます。

P 1 2

ア 各視点・領域における保育のねらいと内容

(略) それを各指導計画により具体的に示し、保育実践につなげていくことが重要です。保育所保育指針において、保育実践の教育の側面としては（以下、略）

P 1 7

ウ 小学校教育との接続

(略) 就学前教育・保育施設の保育者や幼稚園等と小学校の教員等が参加する（以下、略）

(略) 円滑な接続を目指しています。
このような実践を丁寧に積み重ねていくことで、中野区教育ビジョン（第3次）に掲げている「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区の子どもたちの姿を実現できるようにしています。

P 2 0

【子どもの食育・チェックリスト】

《子どもが楽しく食べるための工夫》

P 2 3

- 保育者等や友だちと一緒に、急かされたり待たされたりせず、一人ひとりのペースに合わせて食べる環境を設定している。
- 子どもが楽しく思い切り遊び、お腹が空き、食事を喜んで食べている。
- 保育者等と一緒に食事をする中で、食の話題を共有し、食の充実に努めている。

《食物アレルギー対応》

- 食物アレルギーは、医師の指示のもと対応をしている。
- 給食で使用する食材は、家庭で試したことを確認してから提供している。

P 2 4

事故防止の取組については、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、対策を講じることが必要となります。また、保護者や職員との連携のもと、送迎時の連絡や出欠確認を行う等、園児の安全も確保していきます。

ア 事故防止

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組みます。特に、睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対応をすることが重要です。

イ S I D S（乳幼児突然死症候群）の予防

ウ 誤嚥・窒息の事故予防

子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）について

P 2 1

《子どもが楽しく食べるための工夫》

- 子どもが楽しく思い切り遊び、お腹が空き、食事を喜んで食べている。また、大人と一緒に食事をする中で、食の話題を共有し、食の充実に努めている。

《食物アレルギー事故防止対応》

- 食物アレルギー対応は、医師の指示のもと、安全、安心な給食の提供がされるよう、全保育者等で誤配や誤食などの事故防止のマニュアルを共通理解している。

※ 以下は「（7）安全管理」に記載

《家庭との連携》《アレルギー会議》《アナフィラキシー症状への対応》《解除》《その他》

イ S I D S（乳幼児突然死症候群）の予防

ウ 園外保育時の事故防止

把握し、職員間で共有することが必要です。食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有していきます。食事の場面では、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要です。子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が誤嚥等による窒息につながる可能性があることを認識して食事の介助及び観察をします。

子どもが口に入れると咽頭部や気管が詰まる等、窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については乳児のいる室内に置かないこと等を徹底します。

エ プール・水遊びの事故予防

オ 食物アレルギーの事故防止

食物アレルギーについては、「子供を預かる施設における食物アレルギー対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）に基づき、誤食事故防止を最優先に考え、集団給食の中で可能な方法を主治医の指導のもとに行っていきます。

カ 園外保育時の事故防止

キ 災害への備え

ク 防犯対策

P 2 6

【安全管理（保育環境の安全確保）・チェックリスト】

《事故防止》

自園あるいは他園のヒヤリハット事例を集め、安全管理に活用している。

子どもの安全について、職員間の共通認識を持ち、保護者との連携のもと、出欠確認を行う等により事故防止に努めている。

エ プール・水遊びの事故予防

オ 災害への備え

カ 防犯対策

P 2 4

【安全管理 保育環境の安全確保・チェックリスト】

《事故防止》

ヒヤリハット事例を集め、安全管理に活用している。

《誤嚥・窒息の事故予防》

- 子どもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）について把握し、職員間で共有している。
- 普段食べている食材が誤嚥等による窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をしている。
- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置いていない。
- 誤嚥が発生した場合の対応について、マニュアルを作成している。

P 2 7

《食物アレルギー事故防止》

- 朝夕・延長保育時間や土曜保育の時など、担任や看護師、園長が不在の状況でも、食物アレルギー児の情報がわかるよう一覧表等を作成している。
- 小麦や牛乳の食物アレルギー児が在園した場合、小麦粉粘土や牛乳パックの製作活動などにも配慮が必要なのか主治医や保護者に確認をしている。

《園外保育の事故防止》

- 園外保育の際は、目的地への到着時や出発時に加え、適宜、人数や健康状態を確認している。
- 園外保育から帰園した時は、園で迎え入れた職員が人数を確認している。

P 2 9

図 《保育所等訪問支援の流れ》 《発達調査の流れ》
《訪問相談の流れ》

※ P 2 1 【子どもの食育・チェックリスト】から再構成

《アナフィラキシー症状への対応》

- 朝夕・延長保育時間や土曜保育の時など、担任や看護師、園長が不在の状況でも、食物アレルギー児の情報がわかるようになっている。

《解除》

- 食物アレルギー対応を解除する時には、口頭確認だけでなく書類を作成し、全保育者等で確認、共有している。

《その他》

- 小麦や牛乳の食物アレルギー児が在園した場合、小麦粉粘土や牛乳パックの製作活動などの配慮をしている。

P 2 4

《園外保育》

P 2 5

図 《発達支援の流れ》

<p>イ 外国籍家庭等特別な配慮を必要とする子どもの支援 (略) 一人ひとりに応じた配慮や保護者への丁寧な対応が求められます。保育者等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する必要があります。子どもの発達や行動の特徴、生活の様子を伝えるなどして子どもの状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解したうえで必要に応じて個別の支援を行う必要があります。</p> <p>ウ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 (略) 保護者の変化に気を配ることが必要です。中野区では、虐待の未然防止や早期発見及び対応を図るため、令和4年3月に「中野区児童虐待防止マニュアル改訂版(2022)」を発行し、地域の関係機関の協力のもと、子ども・家庭を支える仕組みの構築に努めています。</p> <p>P 3 0 【特別な支援を要する子どもへの対応・チェックリスト】 《不適切な養育等が疑われる家庭への支援》 <input type="checkbox"/> 職員は、中野区児童虐待防止マニュアル改訂版(2022)の内容を確認し、共通理解をしている。</p> <p>P 3 2 【子育て支援と地域との連携・チェックリスト】 《就学前教育・保育施設の保護者に対する子育て支援》 <input type="checkbox"/> 保護者に教育・保育方針や計画を示し、保育のねらいや意図を伝えている。</p> <p>P 3 6 【施設の運営体制・チェックリスト】 《保育施設の自己評価》 <input type="checkbox"/> 園の自己評価を行い、保育の質の向上に努めている。</p>	<p>P 2 6 イ 外国籍家庭等特別な配慮を必要とする子どもの支援 (略) 一人ひとりに応じた配慮や保護者への丁寧な対応が必要です。</p> <p>ウ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 (略) 保護者の変化に気を配ることが必要です。</p> <p>P 2 7 【特別な支援を要する子どもへの対応・チェックリスト】 《不適切な養育等が疑われる家庭への支援》</p> <p>P 2 9 【子育て支援と地域との連携・チェックリスト】 《就学前教育・保育施設の保護者に対する子育て支援》</p> <p>P 3 3 【施設の運営体制・チェックリスト】 《保育施設の自己評価》</p>
--	--

(注) 比較のため「現行」の一部について表現を修正している。